

III 資 料 III

中華人民共和國循環經濟促進法（2008年）

上 杉 信 敬

Nobutaka UESUGI

目次

- 1, はじめに
- 2, 全人代常務委における草案に関する説明
- 3, 循環經濟促進法条文

1, はじめに

2008年8月29日、中華人民共和國の循環經濟促進法は全国人民代表大会常務委員会において採択され、成立し、2009年1月1日から施行される。ここに、その条文と全人代常務委での説明を訳出したものを掲載し、大方の参考とするものである。

1), 循環經濟法の制定經過。循環經濟法（最初の名称）は2005年12月に全人代常務委の委員長会議で立法計画に補充的に組み入れられ、2006年11月、全人代環資委ははじめて起草領導小組が提出した「草案意見募集稿」の審議を行い、2007年1月、5月に2回、草案意見稿を関係機関や専門家に送付し、意見を受け取り、それを踏まえた調整を行った後、2007年6月22日、全人代環資委の第23回全体会議で草案を通過させ、同年8月26日に全人代常務委で審議を行ったが、その後一時延期して、2008年8月の常務委において審議を再開し、8月28日に循環經濟促進法（8月の審議の中で促進の文言が追加された）を通過させたものである。

2), 循環經濟促進法の内容。2007年8月に提案された循環經濟法草案は7章61ヶ条であるが、成立した循環經濟促進法は7章58条である。構成は、第1章、総則、第2章は、基本管理制度、第3章は、減量化、第4章は、再利用及び資源化、第5章は、激励措置、第6章

は、法的責任、第7章は、附則、である。草案とは章立てについてはほぼ同じであるが、草案においては第3章、第4章をそれぞれ2節に分けているとのことであるが、成立法は章の中に節は設けられておらず、第3章と第4章においては草案と比べると章の名称は同じであるが、相違があるということである。草案の説明においては、法律の主要な内容として6点が述べられている。1, 循環計画制度。2, 資源浪費の抑制及び汚染物排出の総量抑制制度。3, 生産者の拡大責任制度。4, 高エネルギー消耗、高水消耗企業の管理。5, 産業政策の規範化と誘導の強化。6, 激励措置の強化。これに法的責任の追及、である。循環經濟とは、生産、流通及び消費の過程において減量化、再利用、資源化を行うものである。これは環境、資源の有限性、制約の下に持続的發展を遂げるために、資源、エネルギーの最小化において最大の効果を実現しようとするものである。本法により、環境基本法の下での基本的法が確定したといえることができる。その内容においては、すでに制定されている憲法、環境保護法の修正、清潔生産促進法、エネルギー節約法との関連、固体廃棄物汚染環境防治法、水汚染防治法、鉱産資源法、さらに、政府の支持や激励制度としては政府採購法、稅收徵管法、商業銀行法等の修正が必要ではないかという意見もあるところである。さらに循環經濟法の適用範囲における主体の問題にかんして、主体としては、行政主体、企業や業界組織、個人の3つが考えられるが政府、企業に関することが大部分で、個人についてはほとんど規定がない。企業については生産者拡大制度が第15条に規定されている。政府については今までの命令、

強制だけではなく、誘導、支持や激励などの手法を使い促進をはかることとしている。個人については情報の提供、公開、公衆参加もしくは住民参加の問題などが考えられるが具体的な規定は見当たらない、などはどう考えるかということは残された問題ともいえるかもしれない。(なお、本年前半までの資源、エネルギーの不足に伴う高騰は多くの人の注目を集め、さらに9月以降の全世界の金融危機に伴う価格の暴落、取引の縮小という事態に至っているが、長期的視野に立てば、資源、エネルギーの不足問題も依然として重大な課題であろう。)

①循環経済法の議論に関しては、拙稿、中華人民共和国における循環経済社会、山口経済学雑誌第53巻第6号(2005年)1頁以下で触れたことがあるが、その他最近の論文として、例えば、馬哲、我国循環経済立法的必要性及構想、天津市政法管理幹部学院学报、2008年代3期41頁以下。董遼戰、循環経済的基本原則新論、西南政法大学学报、2008年第4期、20頁など。(なお、本資料は2008年12月末時点のものである。)

補追：中国環境問題研究会編、『中国環境ハンドブック』(2009-2010年版)データ資料、4. 法律、第6節、循環経済促進法、271頁~281頁(桜井次郎担当)にその内容の説明がなされている。

2、「中華人民共和国循環経済法(草案)」に関する説明

2007年8月26日第10期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において

全国人大環境と資源保護委員会副委員長 馮之浚

全国人民代表大会常務委員会：

私は全国人大環境と資源保護委員会の委託を受け、ここに「中華人民共和国循環経済法(草案)」に対して説明をいたします。

2005年12月、今期の全国人大常務委員会第40回委員長会議は循環経済法の制定を補充として立法計画に組み入れることを決定し、さらに明確に全国人大環資委は法律草案を提出しました。この2年来、起草領導小組は中央の循環経済発展の指示を真剣に学習し、各地さらに外国の循環経済発展の経験を研究し、題目の調査研究を展開し、前後30回もの座談会や専門家会議を招集し、さらに國務院法制弁行室、財政部、建設部、水利部、国家品質検査総局、国家稅務総局等の部門と草案の重要な内容で何回も意思疎通しました。2006年11月17日、全国人大環資委は第22回全体会議を招集し、起草領導小組が提出した「中華人民共和国循環経済法(草案意見募集稿)」に対して初めての審議を行いました。2006年12月、全国人大常務委員会指導部の指示にもとづき、全国人大法律委、財經委、常委会法工委、国家發改委及び環保局の関係責任者同志が起草領導小組に参加し、共同で研究及び起草活動を行いました。2007年1月及び5月、我委員会は前後2回草案意見募集稿を中央の関係部門、地方人大、関係教育科学研究機構計1170余の職場や専門家に送付し、計1千余条の意見を受取り反映しました。起草領導小組は戻ってきた意見にもとづき、不断に本文を改善し、数次の大きな修正を経て、さらに國務院の主要な関係部門と数次の調整を行い、広範な承認を得ました。2007年6月22日、全国人大環資委第23回全体会議は「中華人民共和国循環経済法(草案)」(以下では簡単に草案という)を通過させ、速やかに全国人大常務委員会の審議に提出するように提案しました。ここに以下のように説明します。

1、循環経済法の制定の必要性に関して

循環経済とは、生産、流通及び消費等の過程において行う減量化、再利用、資源化活動の総称を指し、さらに資源節約及び循環利用活動の総称でもある。循環経済は持続可能な發展戦略を推進する最適モデルであ

り、それは循環発展モデルを伝統的な単線増長モデルに替えることを強調し、「資源—製品—再生資源」および「生産—消費—再循環」のモデルで表現し資源を有効に利用し及び環境を保護し、最終的に比較的小さな原価で比較的大きな経済効益、社会効益及び環境効益を得ることに到達する。

前世紀80年代に入ってから、わが国の経済は急速に成長し、各建設は巨大な成果を収めたが、同時に非常に大きな資源や環境の代償も払い、経済発展と資源環境の矛盾は日を追って先鋭となった。これらの問題とわが国の資源利用効率が相対的に低いことは密接に関係している、例えば、現在わが国の鉄鋼、電力、セメント等の高エネルギー消費業界の単位製品エネルギー消費は世界の先進水準の平均と比べると20%ほど高い。鉱山資源の総回収率は30%で、外国の先進水準より20%以上低い。木材の総合利用率は60%で、外国の先進水準より20%低い。再生資源利用量が総生産量に占める比重は、非常に低い。その中で、製鉄工業の古鉄利用量は粗鋼総生産量の20%で、外国の先進水準は40%である。工業用水の重複利用率は国外の先進水準より15%ないし25%ほど低い。以上の問題はわが国の未来の発展を極めて制約し、科学的発展観の指導の下に、循環経済等の経路を推進することを通して解決することが必要である。

循環経済の発展は以下の積極的な働きがある。

一は経済発展のために新しい資源を開く。例えば、年産800~1000万トンの鉄の鉄鋼連合企業は、全部の余熱、可燃気体等を回収すれば、熱値計算によれば1つの80万kwの発電所が必要とするエネルギーを供給することができ、固体廃物の全部を回収すれば、300万トンのセメントが必要とする主要な原料を満足することができる。

二は有効に汚染物質の排出を減少する。環境汚染と資源利用方式は密接に関係する。国家發改委の予想計算によると、わが国のエネルギー利用効率が世界の先

進水準に達することができるなら、毎年二酸化イオウ排出を450万トン減少させることができる、固体廃棄物総合利用率を百分の一高めることができるならば、毎年約1000万トンの固体廃棄物の排出を減少させることができる。

三は経済効益を高めるのに有利である。上述の鉄鋼、電力、セメント等の高エネルギー消費業界の単位製品エネルギー消費と世界の先進水準との差は、別の意義から言えば節約の潜在力である。適切に資源利用効率を高めるだけで、かなりの程度にこれらの業界の経済効益を高めることができる。

循環経済を発展させることは、統一した社会規範及び協調した法体系の下で、資源節約、環境保護と経済発展や社会進歩を有機的に結合し、資源と環境の経済発展に対する支持を保証し、さらにまた経済発展の資源節約の促進と環境改善への支持を保証し、持続的発展戦略に適合する良性の循環を実現する。それ故、循環経済法をしっかりと制定することは非常に必要である。

2、循環経済法を制定する考えと基礎活動に関して

循環経済法の制定は、科学的発展観の貫徹をし、わが国の実際の状況から出発し、循環経済発展の推進のために有効な法的保障を提供しなければならない。草案の起草過程において我々は以下のいくつかの面を把握するように注意した。

一は減量化優先の原則を堅持することである。西側の先進国は循環経済の発展は一般に廃物の再生利用に重きを置いているが、わが国は現在工業化の高速発展の段階で、エネルギー消費消耗が高すぎ、資源の浪費は重大で、先端的減量化潜在力はきわめて大きく、それゆえに特に減量化を重視すること、つまり資源の高効率の利用や節約した使用が必要である。

二は重点を突出させ、着実にエネルギー消費が高く、汚染が重大で、わが国の循環経済の発展に影響する重

大問題を解決することである。主要な工業業界や重点企業に対して、省エネ減排の拘束力ある要求を明確に提出する。

三は法規範は力を持つことが必要で、高消費、高排出の行為に対しては、強い拘束力を有することが必要である。それと同時に、一連の激励政策を制定することを通して、企業等の関係主体が大いに循環経済を発展させることを支持し及び推進することが必要である。

四は生産、流通及び消費の各段階において、政府、企業及び公衆さらに業界の協会等の主体の循環経済における積極性を発展させ、循環経済発展で全体として力をあわせることを推進することの形成に重きをおく。

我々循環経済法を制定する基礎を備えている。すでに前世紀の50年代から70年代に、わが国は資源综合利用活動を展開した。80年代から90年代に、国連環境計画局が推進する清潔生産行動計画に参加し実施し、さらに「国务院の国家経貿委等の部門に転送する資源综合利用をさらに展開することに関する意見の通知」等の規範的文書を制定した。21世紀にはいつてから、循環経済発展の活動は強化された。2002年、全国人大常委委員会は「中華人民共和国清潔生産促進法」を制定し、循環経済の重要な構成部分——清潔生産に比較的全面的な規範を制定した。2005年、国务院は「国务院の循環経済の発展を加速させることに関する若干の意見」を發布し、循環経済の発展にさらに明確な政策の根拠を提供した。近年、各地区、各部門は党中央、国务院の配置を真剣に貫徹し、多くの方面から措置を採り、循環経済の急速な発展を加速させている。国务院の関係部門と各省区市及び重点企业はエネルギー節約、環境保護の目的責任書を締結し、関係省市と会議を開き、循環経済の試行拠点を展開した。一部の省区市は循環経済を発展させる指導意見を制定し、さらに計画を編成し、実施案を制定した。

循環経済法の制定活動を配置するために、現在、国务院及び関係部門はまさに関係配置法規及び規準を制

定もしくは修正している、それらに含まれるものは、廃棄物電子製品回収処理条例、循環経済評価指標体系及びその審査規定、包装物回収利用管理弁法、資源節約の促進及び環境保護価格システムに関する意見さらに節水、節地、節材、鉱山資源综合利用、廃棄物回収と再利用、清潔生産等の領域の関係基準、である。これらの配置の法規、規則及び計画は26項目で、連携するすでに制定され実施されている関係法規、規則及び計画は64項目で、合計90項目である。これ以外にさらに300項目の関係基準が今、来年の2年の編成計画に組入れられている。これらの配置法規、基準の制定や実施は、循環経済法の利用可能性を強めている。

3. 草案の主要内容

草案は「減量化、再利用、資源化」を主線とし、計7章61条である。枠組み構成の設計は、第1章は総則であり、第2章は基本管理制度を規定する。第3章は減量化を規定する、再利用及び資源化の両者の間の関係が密接であることを考慮する。第4章は同時に再利用及び資源化を規定する。さらに減量化、再利用及び資源化がすでに生産過程ですでに発生しており、また流通、消費過程で実現していることを考慮し、それ故、第3章及び第4章をそれぞれ2節に分け、第1節は生産過程を規律し、第2節は流通、消費過程を規律する。第5章は激励措置を規定する。第6章は法的責任を規定する、第7章は附則である。

草案の主要内容は次のようである。

一は循環経済計画制度の設立である。循環経済計画は国家が循環経済発展の目標、重点任务及び保障措置等に対して行う按配や配置であり、政府が評価審査を行いさらに奨励、制限もしくは禁止措置を実施する重要な依拠である。草案第12条は2つの面から循環系各制度を規定した。まず県級以上の人民政府が国民経済及び社会発展計画、区域計画さらに都市農村建設、科

学技術發展等の計画を編成するときは、循環經濟の目標及び要求を發展させることを明確にすることを要求する；その次に、循環經濟發展計画編成の手續を規定し、さらに計画は資源産出率、廢棄物再利用及び資源化率等の具体的指標を含まなければならないということを明確に提出した。

二は資源浪費及び汚染物排出の総量を抑制する調整制度である。現在ある地方の經濟増徴は過度の資源消耗及び環境汚染の基礎の上に作り上げられ、この種の持続的ではない發展方式に対しては必要な総量規制の措置がなければならない。各地及び企業を国家の要求に照らし、同地の資源及び環境の積載能力にもとづき産業構成や經濟規模を配置し、積極的主導的に省エネ、節地、節水、廢出減等循環經濟の措置を採ることを推進するために、草案第13条は、「県級以上の地方人民政府は上級人民政府が制定する同行政区域の主要汚染物排出総量規制指標及び建設用地、生産用水総量規制指標を制定し、同行政区域の産業構成を計画し及び調整し、循環經濟の發展を推進しなければならない。」と規定しさらに建設事業は同行政区域の総量規制指標に適合しなければならないということを要求する。

三は生産者を主とする責任延拓制度を設立することである。伝統的な法領域では、製品の生産者はただ製品本体の品質にのみ責任を負う。ただし現代の生産者はさらに法にもとづき製品廢棄後の回収、利用、処置等の責任も負わなければならない。さらに、生産者の責任はすでに単純な生産段階、製品使用段階から次第に製品廢棄後の回収、利用及び処置の段階にまで拡大し、その設計に対応してさらに高い要求をも提出した。この種の生産者責任延拓制度はいくつかの国の立法において確立を見るにいたり、さらに実践を経て積極的な意義を有することを証明した。草案第15条は異なる状況を区分し、生産者等主体が製品廢棄後の負うべき回収、利用、措置等の責任を明確に規定した。

四は高エネルギー消耗、高水消耗企業の管理である。

現在、わが国はまさに工業化の加速發展の段階であり、鉄鋼、有色金属、石炭、電力、石油化学、化学工業、建材、建築、造紙、印刷染色等の主要工業業界は資源消耗が大で、資源利用率が低く、汚染物の排出量が大きくであり、その内、大企業は資源消耗においてまた非常に大きな比重を占める。省エネ減排の各計画目標が実現できるように保証するために、現在及び今後の時期に重点企业の高エネ消耗、高水消耗企業を重点管理することはきわめて必要である。これら重点企业を押えることは、資源節約及び循環利用の鍵を握ることに等しい。このため、草案第16条は、国家は鉄鋼、有色金属、石炭、電力、石油化工、化学工業、建材、建築、造紙、印刷染色等の業界内で、年総合エネルギー消費量、用水量国家規定の総量を超える重点企业に対して、重点管理制度を実施する、と規定する。重点企业は国家基準もしくは業界基準より厳しいエネルギー消耗及び水消耗基準を制定し、さらに規定にもとづき審査を行わなければならない。

五は産業政策の規律と誘導を強化することである。産業政策は産業高成長性を促進する有効な手段であるだけでなく、さらに政府が産業の發展を規律し及び誘導するときの重要な依拠であり、遅れた技術、工藝、設備及び製品を淘汰し、市場へ参入することの許可を指導することにも重要な影響を有する。草案第18条は、国家の産業政策は循環經濟を發展させる要求に適合しなければならない；國務院經濟綜合マクロ規制部門は國務院環境保護等關係主管部門と會議を開き、定期的に奨励、制限及び淘汰する技術、工藝、設備、材料及び製品名録を發布する；淘汰名録に組入れた技術、工藝、設備、材料及び製品の生産、輸入もしくは採用を禁止する；關係部門は名録制度の実施情況に対し監督を行う。

六は激励措置を強化することである。循環經濟の發展を促進するには、ただ行政強制手段に依拠するだけでは十分ではない。法にもとづき合理的な激励メカニ

ズムを設け、各業界各種の主体の積極性を引き出し、それらが循環經濟の道を歩むのを励まさない。草案はもっぱら第5章を設け、激励政策に比較的具体的な規定をおいた、主として次のものを含む、循環經濟發展專項資金の設立、循環經濟重大科學技術專門事業への財政支持；循環經濟の發展を促進する活動に税収の優遇を与える；循環經濟に関する事業に投資の傾斜を行う；循環經濟の發展に有利な価格、料金徴収等の政策措置を実行する。

これ以外に、草案はもっぱら法的責任を規定する1章を設けた。各種の主体が法定義務を履行しないことに対して相応の罰則を規定し、法の有効な実施を保障した。

「中華人民共和國循環經濟法（草案）」及び以上の説明が妥当か否かの、審議をお願いいたします。

3、中華人民共和國循環經濟促進法

(2008年8月29日第11期全國人民代表大會常務委員會第4回會議通過)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 基本管理制度
- 第3章 減量化
- 第4章 再利用及び資源化
- 第5章 激励措置
- 第6章 法的責任
- 第7章 附則

第1章 総則

第1条 循環經濟發展の促進、資源利用効率を高め、環境の保護と改善、持続可能な發展の実現のために、本法を制定する。

第2条 本法がいう循環經濟とは、生産、流通及び消費等の過程において行う減量化、再利用、資源化の活動の総称、を指す。

本法がいう減量化とは、生産、流通および消費等の活動において資源消耗及び廢棄物の産出を減少させること、を指す。

本法がいう再利用とは、廢棄物を直接生産物とするかもしくは修復、再生、再製造を経た後に製品として使用を継続するか、もしくは廢棄物の全部もしくは一部をその他の一部分として使用すること、を指す。

本法がいう資源化とは、廢棄物を直接に減量して利用するかもしくは廢棄物を再生利用すること、を指す。

第3条 循環經濟を發展させることは國家經濟社會の發展の重大な戰略であり、全面的に計画配分し、合理的に配置し、地域の事情に適応し、実効性を重んじ、政府が推進し、市場が誘導し、企業が実施し、公衆が参加するという方針を遵守しなければならない。

第4条 循環經濟の發展は技術が実行可能で、經濟合理的でありおよび資源の節約に有利で、環境の保護の前提の下に、減量化優先の原則に照らして実施しなければならない。

廢棄物再利用及び資源化の過程において、生産の安全を保障し、製品の品質が國家が規定する基準に適合することを保証し、さらに再汚染の發生を防止しなければならない。

第5条 國務院の循環經濟發展綜合管理部門は全國循環經濟發展業務の組織調整、監督管理に責任を負う；國務院の環境保護等關係主管部門は各自の職責に照らして循環經濟に関する監督管理の業務に責任を負う。

縣級以上の地方人民政府の循環經濟發展綜合管理部門は同行政区域の循環經濟發展業務を組織調整し、監督管理することに責任を負う；縣級以上の地方人民政府環境保護等關係主管部門は各自の職責に照らし循環經濟に関する監督管理業務に責任を負う。

第6条 國家が産業政策を制定するとき、循環經濟を

發展させる要求に適合しなければならない。

県級以上の人民政府が国民経済及び社会発展計画及び年度計画を編成し、県級以上の人民政府の関係部門が環境保護、科学技術等の計画を編成するときは、循環経済を發展させる内容を含まなければならない。

第7条 国家は循環経済の科学技術の研究、開発及び普及を激励し及び展開を支持し、循環経済の宣伝、教育、科学知識の普及と国際協力を激励展開する。

第8条 県級以上の人民政府は循環経済を發展させる目標の責任制を設け、計画、財政、投資、政府購入等の措置を採って、循環経済の發展を促進しなければならない。

第9条 企業や事業組織は健全な管理制度を作り、措置を講じて、資源の消耗を低下させ、廃棄物の発生量や排出量を減少させ、廃棄物の再利用や資源化の水準を高めなければならない。

第10条 国民は資源節約及び環境保護の意識を增強し、合理的に消費し、資源を節約しなければならない。

国家は国民が省エネ、節水、節材及び環境保護に有利な製品及び再生製品を使用し、廃棄物の産出量や排出量を減少させるように激励し誘導する。

国民は資源を浪費し、環境を破壊する行為を通報する権利を有し、政府の循環経済を發展させる情報を知りさらに意見や提案を提出する権利を有する。

第11条 国家は業界の協会が循環経済の發展において技術指導や奉仕活動を發揮することを激励し及び支持する。

国家は中間機構、学会及びその他の社会組織が循環経済の宣伝、技術普及、諮問奉仕を展開し、循環経済の發展を促進するよう激励し及び指示する。

第2章 基本管理制度

第12条 国务院の循環経済發展綜合管理部門は国务院の環境保護等關係主管部門と會議を開き、全国循環經

济發展計画を編成し、国务院に報告した後に承認を得て公布施行する。区を設ける市級以上の地方人民政府の循環經濟發展綜合管理部門は同級人民政府の環境保護等關係主管部門と會議を開き同行政区域の循環經濟發展計画を編成し、同級人民政府に報告し承認を得た後公布施行する。

循環經濟發展計画は計画目標、適用範圍、主要内容、重点任務及び保障措置等を含み、さらに資源産出率、廢棄物再利用及び資源化率等の指標を規定しなければならない。

第13条 県級以上の地方人民政府は上級の人民政府が下達する同行政区域の主要汚染物排出、建設用地及び用水総量規制指標、計画及び同行政区域の産業構造の調節に依拠して、循環經濟の發展を促進しなければならない。

建設事業の新築、改築、拡張は、同行政区域の主要汚染物の排出、建設用地や用水総量規制指標の要求に適合しなければならない。

第14条 国务院の循環經濟發展綜合管理部門は国务院の統計、環境保護等の關係主管部門と會議を開き循環經濟表が指標体系を設ける。

上級人民政府は前項が規定する循環經濟主要評価指標にもとづき、下級人民政府の循環經濟發展の状況を定期的に審査し、さらに主要評価指標の完成状況を地方人民政府及びその責任者の審査評価の内容とする。

第15条 強制回収名録に列挙された製品もしくは包装物を生産する企業は、廢棄する製品もしくは包装物に責任を持たなければならない；そのうちで利用可能な物は、各その生産企業が利用に責任を負う；技術經濟条件を備えないことからもう利用に適合しないものは、各その生産企業が無害化措置に責任を負う。

前項が規定する廢棄製品もしくは包装物で、生産者が販売を委託するかもしくはその他の組織が回収を行うときは、もしくは廢棄物利用を委託するかもしくは措置企業が利用するかもしくは措置を採るときは、受

託した方は関係法律、行政法規の規定及び契約の約定に照らして回収もしくは利用、措置に責任を負わなければならない。

強制回収名録に列挙した製品及び包装物に対しては、消費者は廃棄した製品もしくは包装物を生産者もしくはその回収を委託した販売者もしくはその他の組織に給付しなければならない。

強制回収の製品及び包装物の名録及び管理弁法は、國務院の循環経済発展総合管理部門が規定する。

第16条 国家は鉄鋼、有色金属、石炭、電力、石油加工、化学工業、建材、建築、造紙、印刷染色等の業界で年総合エネルギー消費量、用水量の国家が規定する総量を超過する重点企業に対して、エネルギー消費、水消費の重点監督管理制度を実行する。

重点エネルギー消費職場の省エネ監督管理は、「中華人民共和国エネルギー節約法」の規定に照らし執行する。

重点水使用職場の監督管理弁法は、國務院の循環経済発展総合管理部門が國務院の関係部門と会議を開いて規定する。

第17条 国家は健全な循環経済統計制度を設け、資源の消耗、综合利用及び廃物生産の統計管理を強化し、さらに主要な統計指標を定期的に社会に向けて公布する。

國務院の基準化主管部門は國務院の循環経済発展総合管理及び環境保護等関係主管部門と会議を開き健全な循環経済基準体系を作り、省エネ、節水、節材及び廃棄物の再利用、資源化等の基準を制定し及び改善する。

第3章 減量化

第18条 國務院の循環経済発展総合管理部門は國務院の環境保護等関係部門と会議を開き、定期的に奨励し、制限し及び淘汰する技術、工芸、設備、材料及び製品

の名録を發布する。

淘汰名録に列挙した設備、材料及び製品の生産、輸入、販売を禁止し、淘汰名録に列挙する技術、工芸及び材料の使用を禁止する。

第19条 工芸、設備、製品及び包装物の設計を行うときは、資源の消耗や廃棄物の産出を減らすという要求に照らして、回収し易く、分解し易く、沈殿し易く、無毒無害もしくは低毒低害の材料や設計案を優先的に選択しなければならない。さらに関係する国家の基準の強制的要求に適合しなければならない。

分解や措置の過程で環境汚染をもたらす可能性のある電器電子等の製品は、国家が使用を禁止する有毒有害な物質を使用するように設計することはできない。電器電子等の製品において使用を禁止する有毒有害な物質の名録は、國務院の循環経済発展総合管理部門が國務院の環境保護等関係主管部門と会議を開き制定する。

製品の包装物の設計は製品包装基準を執行し、過度の包装が資源の浪費や環境汚染となるのを防止しなければならない。

第20条 工業企業は先進もしくは適切な節水技術、工芸及び設備を採用し、節水計画を制定しさらに実施し、節水管理を強化し、生産用水に全過程規制を行わなければならない。

工業企業は用水計量管理を強化し、合格した用水計量器具を配置し及び使用し、水消費統計及び用水情况分析制度を設けなければならない。

建設事業の新築、改築、拡張は、節水施設の建設を配置しなければならない。節水施設は主体工程と同時に設計、同時施工、同時生産使用しなければならない。

国家は沿海地区が海水淡水化及び海水の直接利用を行い、淡水資源の節約をすることを奨励し及び支持する。

第21条 国家は企業が高効率の節油製品を使用することを奨励し及び支持する。

電力、石油加工、化学工業、鉄鋼、有色金属及建材等の企業は、国家が規定する範囲や期限内に、清潔炭、石油コークス、天然ガス等の清潔エネルギーで燃料油に置き換え、国家の規定に適合しない油燃烧発電機構や油燃烧炉の使用を停止しなければならない。

内燃機や動力車製造企業は国家の規定する内燃機や動力車の燃油経済性基準に照らして、節油技術を採用し、石油製品の消費量を減少させなければならない。

第22条 鉱山資源の開発採鉱は、計画を按配し、合理的な開発利用案を制定し、合理的な開発採鉱順序、方法及び選鉱工藝を採用する。採鉱許可証発行期間は申請者が提出した開発利用案における採鉱率、鉱山貧化率、選鉱回収率、鉱山水循環利用率及び土地再墾率等の指標を法にもとづき審査しなければならない、審査で不合格のときは、鉱山採掘許可証は発行しない。鉱山採掘許可証発行機関は法にもとづき鉱山資源の開発採掘の監督管理を強化しなければならない。

鉱山企業は主要鉱種を採掘するのと同時に、工業価値を有する共正鉱種（「共生矿」）及び伴生鉱種（「伴生矿」）を総合的に採掘し、合理的に利用しなければならない、同時に採鉱しなければならないがしばらく利用することのできない鉱産物及び有用成分を含む鉱山の端に対しては、保護措置を採り、資源の損失や生態の破壊を防止しなければならない。

第23条 建築設計、建設、施工等の職場は国家の関係規定や基準に照らして、その設計、建設、施工する建築物及び構築物に省エネ、節水、節地、節材の技術工藝や小型、軽量型、再生産品を採用しなければならない。条件のある地区では、太陽エネルギー、地熱エネルギー、風力エネルギー等再生可能エネルギーを十分利用しなければならない。

国家は無毒無害の固体廃棄物生産建築材料の利用を奨励し、ばら積みコンクリートの使用を奨励し、預拌コンクリート（「預拌混凝土」）や預拌モルタル（「預拌砂漿」）の使用を広める。

耕地を棄損してレンガを焼くことを禁止する。國務院もしくは省、自治区、直轄市人民政府が規定する期限や域内では、耐火レンガを生産、販売及び使用することを禁止する。

第24条 県級以上の人民政府及び農業等の主管部門は土地の集約利用を進め、農業生産者が節水、節肥、節薬の先進植種、養殖及び灌漑技術を採用し、農業機械の省エネを推進し、生態農業を優先させることを奨励し及び支持しなければならない。

水の少ない地区では、植種の構成を調整し、優先的に節水型の農業を発展させ、雨水の集水利用を推進し、節水灌漑施設の建設と管理保守を行い、用水効率を高め、水の蒸発や漏失を減少させなければならない。

第25条 国家機関及び財政的資金を使用するその他の組織は節約を励行し、浪費を絶ち、省エネ、節水、節地、節材及び環境保護に有利な製品、設備及び施設を率先して使用し、事務用品を節約して使用しなければならない。國務院及び県級以上の地方人民政府管理機構の事務業務の機関は同級の人民政府の関係部門と会議を開き同級の国家機関等機構のエネルギー使用、水使用定額指標を制定し、財政部門はその定額指標を根拠に支出規準を制定する。

都市人民政府および建築物の所有者もしくは使用者は、措置を採り、建築物の維持管理を強化し、建築物の寿命を延長しなければならない。都市計画や工事建設基準に適合し、合理的な使用寿命内の建築物に対しては、公共の利益の必要のため以外は、都市人民政府は取り除きを決定することはできない。

第26条 飲食、娯楽、宿泊等のサービス企業は、省エネ、節水、節材及び環境保護に有利な製品を使用し、資源を浪費し、環境を汚染する製品の使用を減らしもしくは使用しないようにしなければならない。

本法施行後に新築する飲食、娯楽、宿泊の企業は、省エネ、節水、節材及び環境保護に有利な技術、設備及び施設を採用しなければならない。

第27条 国家は再生水の使用を奨励し及び支持する。再生水を使用する条件のある地区では、自流水を都市の道路清掃、都市緑化及び景観用水に使用することを制限しもしくは禁止する。

第28条 国家は製品の安全や衛生を保障する前提の下に、一次的消費品の生産と販売を制限する。具体的な名録は國務院の循環経済發展総合管理部门が國務院の財政、環境保護等関係主管部門と会議を開き制定する。

前項の規定の名録に列举した一次的消費品の生産と販売に対して、國務院の財政、税務及び対外貿易等の主管部門は税収及び輸出の制限等の措置を制定する。

第4章 再利用及び資源化

第29条 県級以上の人民政府は地域経済の配置計画を按配し、産業調整構造を合理的に調整し、企業が資源の総合利用等の領域で協力することを促進し、資源の高効率な利用と循環使用を実現しなければならない。

各種の産業地区は区域内の企業を組織し資源の総合利用を行い、循環経済の發展を促進しなければならない。

国家は各種の産業地区の企業が廃棄物交換利用、エネルギー階段状利用、土地集約利用、水の分類利用や循環利用、基礎施設やその他の関係施設の共同使用を行うことを奨励する。

各種の産業地区の新設や改造は法にもとづき環境影響評価を行い、さらに生態保護及び汚染規制の措置を採り、同区域の環境の質が規定の基準に達することを確保しなければならない。

第30条 企業は国家の規定に照らして、生産の過程で生じた石炭灰、はた、鉱山端、廃石、廃材、排気等の工業廃棄物を総合利用しなければならない。

第31条 企業は直列用水利用系統及び循環用水系統を發展させ、水の重複利用率を高めなければならない。

企業は先進技術、工芸及び設備を採用し、生産過程

において生ずる排水の再生利用を行なわなければならない。

第32条 企業は先進もしくは適切な回収技術、工芸及び設備を採用して、生産過程で生じた余熱、余圧等を総合利用しなければならない。

余熱、余圧、石炭層ガスさらにはばた、ゴミ等の低熱値燃料を利用する連携発電事業の建設は、法律や國務院の規定に照らして行政許可を取得するかもしくは報告して記録しなければならない。送電網企業は国家の規定に照らして、資源を総合利用して発電する企業と連携送電協定を結び、送電サービスを提供し、さらに連携発電事業の送電電力量の全額を購入しなければならない。

第33条 建設の職場は事業施工において生じた建築廃物を総合利用しなければならない。総合利用の条件を備えない物は、条件を備える生産経営者に委託して総合利用をするかもしくは無害化処置をしなければならない。

第34条 国家は農業生産者や関係企業が先進的もしくは適切な技術を採用して、農作物のわら、家畜の糞便、農産品加工業の副産品、農業用の廃ビニール等を総合利用し、湖沼ガス等の生物質エネルギーを開発利用することを奨励し及び支持する。

第35条 県級以上の人民政府及びその林業主管部門は積極的に生態林業を發展させ、林業生産者や関係企業が木材節約や代用技術を採用し、林業廃棄物や小薪材、砂漠の灌木等の総合利用を展開し、木材の総合利用率を高めることを奨励し及び支持する。

第36条 国家は生産経営者が産業廃棄物交換情報系等を設立し、企業が産業廃棄物情報を交流することを促進する。

企業が生産過程で生ずる廃棄物に総合利用する条件が備わっていないときは、条件の備わっている生産経営者に提供して総合利用を行わせなければならない。

第37条 国家は廃棄物回収体系の建設を奨励し及び支

持する。

地方人民政府は都市農村計画に照らして、廃棄物回収網拠点や交易市場を合理的に配置し、廃棄物回収企業やその他の組織が廃棄物の収集、貯蔵、運送及び情報交流を展開するのを支持しなければならない。

廃棄物回収交易市場は国家の環境保護、安全及び消防の規定に適合しなければならない。

第38条 廃電器電子製品、廃止を報告した動力車船、廃タイヤ、廃鉛酸電池等の特定製品に対して分解もしくは再利用するときは、関係法律、行政法規に規定に適合しなければならない。

第39条 回収した電器電子製品は、修復を経た後に販売するときは、再利用製品の基準に適合し、さらに目立つ位置に再利用製品の標識をしなければならない。

回収した電器電子製品は、分解や再生利用が必要時は、条件を備えた分解企業に売り渡さなければならない。

第40条 国家は企業が動力車の部品、工事機械、工作機械等の製品の再製造やタイヤの再生を展開することを支持する。

販売する再製造品及び再生製品の品質は国家の規定する基準に適合し、さらに目立つ位置に再製造品もしくは再生製品と標識をしなければならない。

第41条 県級以上の人民政府は都市農村生活ゴミの分類収集及び資源化利用施設を計画按配し、分類収集や資源化利用体系を設け及び改善し、生活ゴミ資源化率を高めなければならない。

県級以上人民政府は企業が汚泥資源化利用及び措置施設を建設し、汚泥総合利用の水準を高め、再汚染を生ずるのを防止することを支持しなければならない。

第5章 激励措置

第42条 国務院及び省、自治区、直轄市の人民政府は循環経済を發展させる関係専門資金を設立し、循環経

済の科学技術研究開発、循環経済技術及び製品の模範や普及、重大循環経済事業の実施、循環経済の情報サービスの發展等を支持する。具体的な方法は国務院の財政部が国務院の循環経済發展綜合管理等の関係部門と会議を開き制定する。

第43条 国務院及び省、自治区、直轄市の人民政府及びその関係部門は循環経済重大科学技術関係事業目的の自主創造研究、応用模範及び産業化發展を国家級もしくは省級科学技術發展計画及び高技术産業發展計画に組入れ、さらに財政的資金を按配し支持しなければならない。

財政的資金を利用して循環経済に重大な技術、裝備を導入したときは、新案を消化、吸収及び創造し、関係主管部門に報告し関係主管部門は審査をしさらに監督実施しなければならない。関係主管部門は實際の需要を根拠に調整メカニズムを設け、重大技術、裝備の導入や消化、吸収、創造に対し按配調整し、さらに資金支持を与えなければならない。

第44条 国家は循環経済の發展を促進する産業活動に税収の優遇を与え、さらに税収等の措置を運用して先進の省エネ、節水、節材等の技術、設備及び製品の輸出を奨励し、生産過程においてエネルギー消費が高く、汚染が重大な製品の輸出を制限する。具体的な方法は国務院の財政、税務主管部門が制定する。

企業が国家の清潔生産、資源綜合利用等の奨励名録に組入れた技術、工芸、設備もしくは製品を使用、生産するときは、国家の関係規定に照らして税収の優遇を受ける。

第45条 県級以上の人民政府の循環経済發展綜合管理部門が投資計画を制定及び実施するときは、省エネ、節水、節地、節材、資源綜合利用等の事業を重点投資領域に組入れなければならない。

国家の産業政策に適合する省エネ、節水、節地、節材、資源綜合利用等の事業に対しては、金融機構は優先貸付け等の貸付け支持を与え、さらに積極的に金融サー

ビスの提供配置をしなければならない。

淘汰名録に組入れた技術、工芸、設備、材料もしくは製品を生産、輸入、販売もしくは使用する企業に対しては、金融機関はいかなる形式での信用授与の支持もすることはできない。

第46条 国家は資源節約や合理利用に有利な価格政策を実行し、職場や個人が水、電気、ガス等の資源製品を節約し及び合理的に使用するよう導く。

國務院及び省、自治区、直轄市人民政府の価格主管部門は国家の産業政策に照らして、資源高消費業界における制限種事業に対して、制限的価格政策を実行しなければならない。

余熱、余圧、石炭層ガスさらにはた、石炭泥、ゴミ等の低熱値燃料を利用する連携発電事業に対して、価格主管部門は資源综合利用に有利の原則に照らしてその送電価格を確定する。

省、自治区、直轄市人民政府は同区域の経済社会発展状況にもとづき、ゴミ除去費用徴収制度を実行する。徴収した費用はもっぱらゴミの分類、収集、運搬、貯蔵、利用及び措置に用い、移動させてほかの事に用いてはならない。

国家は古いものを新しいものと交換、保証金等の方式を通して廃物を回収することを奨励する。

第47条 国家は循環経済の発展に有利な政府購入政策を実行する。財政的資金を使用して購入するときは、省エネ、節水、節材及び環境保護に有利な製品及び再生品を優先的に購入しなければならない。

第48条 県級以上の人民政府及びその関係部門は循環经济管理、科学技術研究、製品開発、模範及び普及業務において顕著な成績を上げた職場や個人を表彰し及び激励しなければならない。

企業事業職場は循環経済発展において突出した貢献を上げた集団や個人を表彰し及び激励しなければならない。

第6章 法的責任

第49条 県級以上人民政府に循環経済発展総合管理部門もしくはその他の関係主管は本法に違反する行為を発見したかもしくは違法行為の通報を受取った後に調査処理しないか、またはその他の法にもとづき監督管理する職責を履行しない行為があるときは、同級人民政府もしくは1級上の人民政府に關係主管部門は改正を命じ、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に法にもとづき処分を課す。

第50条 淘汰名録に組入れた製品、設備の生産、販売のときは、「中華人民共和国製品品質法」の規定に照らし処罰する。

淘汰名録に組み入れた技術、工芸、設備、材料を使用するときは、県級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門は使用停止、違法使用の設備、材料の没収を命じ、さらに5万元以上20万元以下の過料を課す；情状が重大のときは、県級以上の人民政府の循環経済発展総合管理部門は意見を提出し、同級人民政府に報告し同政府は國務院の規定する権限に照らし停業もしくは閉鎖を命ずる。

本法の規定に違反し、淘汰名録に組入れた設備、材料もしくは製品を輸入するときは、税関は返送を命じ、10万元以上100万元以下の過料を課することができる。輸入者が不明のときは、運送請負人が返送に責任を負うか、もしくは関係措置費用を負担する。

第51条 本法の規定に違反して、分解もしくは措置の過程において環境汚染をもたらしうる電器電子等の製品が、国家が使用を禁止する名録に組入れる有害有毒物資の使用を設計するときは、県級以上の地方政府の製品品質監督部門は期限を限って改正を命ずる；期限を越えても改正しないときは、2万元以上20万元以下の過料を課す；情状が重大のときは、県級以上の地方人民政府の製品品質監督部門は同級の工商行政管理部門に關係情況を通報し、工商行政管理部門は法にもと

づき営業免許を取消す。

第52条 本法の規定に違反し、電力、石油化学工業、化学工業、鉄鋼、有色金属及び建材等の企業が規定の範囲もしくは期限内に国家の規定に適合しない油燃焼発電機設備もしくは油燃焼炉使用を停止しないときは、県級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門は期限を限って改正を命ずる；期限を過ぎても改正しないときは、当該油燃焼発電機設備もしくは油燃焼炉の取除きを命じ、さらに5万元以上50万元以下の過料を課す。

第53条 本法の規定に違反し、鉱山企業が法にもとづき審査確定した採鉱率、採鉱貧化率、選鉱回収率、鉱山水循環利用率及び土地復墾率等の指標を達成しないときは、県級以上の人民政府の地質鉱山主管部門は期限を限って改正を命じ、5万元以上50万元以下の過料を課す；期限を過ぎても改正しないときは、採鉱許可証発行機関は法にもとづき採鉱許可証を取消す。

第54条 本法の規定に違反し、国务院もしくは省、自治区、直轄市人民政府の規定において耐火レンガの生産、販売、使用を禁止する期限もしくは区域内での耐火レンガの生産、販売もしくは使用の禁止を規定するときは、県級以上の地方人民政府が指定する部門は期限を限って改正を命ずる；違法所得があるときは、違法所得を没収する；期限を越えても継続して生産、販売するときは、地方人民政府の工商行政管理部門は法にもとづき営業免許を取消す。

第55条 本法に違反し、送電企業が企業が余熱、余圧、石炭層ガスさらにはた、石炭泥、ゴミ等の低熱値燃料を利用して生産した電力の購入を拒否したときは、国家電力監督管理機構は期限を限って改正を命ずる；企業の損失を生じたときは、法にもとづき賠償責任を負う。

第56条 本法に規定に違反し、次に列挙する規定にいずれか1つに当たるときは、地方人民政府の工商行政管理部門は期限を限って改正を命じ、5千元以上5万

元以下の過料を課すことができる；期限を限っても改正しないときは、法にもとづき営業免許を取消す；

損失を与えたときは、法にもとづき賠償責任を負う、

1) 再利用製品標識のない再利用電器電子製品を販売したとき。

2) 再製造もしくは再生製品標識のない再製造もしくは再生製品を販売したとき。

第57条 本法の規定に違反して、犯罪を構成するときは、法にもとづき刑事責任を追究する。

第7章 附則

第58条 本法は2009年1月1日から施行する。